

令和4年度分会費は6月3日(金)に引落になります。詳細は5ページをご覧ください。



星川 桜とこいのぼり

撮影 職員



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトビル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。

所得税確定申告 2,384件 消費税確定申告 147件 ※3月15日までの件数

e-Tax代理送信

東京地方税理士会保土ヶ谷支部の税理士先生方のご協力のもと代理送信を行いました。ありがとうございました。

今年もコロナの影響によりブルーリターンAユーザーのみ対象で行いました。

代理送信件数 263件

(所得税 214件・消費税 49件)



令和3年分の確定申告 振替納税ご利用の方へ

口座振替日は下記の通りです。必ず前日までに振替口座と残高をご確認ください。残高不足等で振替不能となった場合は現金で納付する必要がある、延滞税が掛かります。コロナ期限延長の方は振替日が別になります。

所得税：令和4年4月21日(木) 消費税：令和4年4月26日(火)

※所得税を延納する場合の期限：5月31日(火)



※コロナの影響で行事に変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

指導等は全て予約制となります。来所の際は必ず会員証をご提示ください。

確定申告で納付した税金の処理は？

	納税の場合	還付の場合
所得税	経費になりません。 事業主貸で処理をします。	収入になりません。事業主借で処理をします。 還付加算金は確定申告で雑所得にします。
消費税	税込経理方式 (税抜経理方式は処理が異なります。)	
	租税公課として処理をします。 ※不課税	還付金は雑収入になります。 ※不課税

納付した税金等は経費になる？ ならない？

○経費になるもの 租税公課(経費科目)	×経費にならないもの 事業主貸
・納税した消費税、消費税中間納付(税込経理方式) ・個人事業税 ・事業用車両の自動車税 ・固定資産税(都市計画税) 店舗や事務所に使用している固定資産 不動産貸付物件(土地・建物) ※事業用と家事用を共用の場合は事業割合により 按分が必要です。	・所得税、予定納税(第1・2期分) ・住民税(市・県民税) ・相続税 ・延滞税 ・事業に使用していない車両の自動車税 ・事業に使用していない建物等の固定資産税 ※交通違反の反則金、過料、科料などなりません。

青色申告の場合 保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類 (請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

※保存期間は、帳簿についてはその年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)となります。

会計ソフトブルーリターンAご利用の方は帳簿の印刷と繰越処理！

申告会で申告書を完成させた方は、必ず、データの復元を行ってから処理を行ってください。

1 総勘定元帳の印刷 令和3年分の帳簿の印刷をします。

23 帳簿入力 → 総勘定元帳 → 全科目 → 確定 → 現金の帳簿が表示される → 印刷(F1) → 科目単位にチェック → 選択したすべての科目を印刷するにチェック → 実行

※インクや用紙を十分に用意して、時間に余裕のある時に印刷してください。

※申告会で印刷します。(有料)

2021年から電子帳簿保存申請をしている方は総勘定元帳の印刷が不要です。(但し、データをUSB等に保管が必要です。)



2 令和3年分(会計年2021)のデータをバックアップします。

① 51 データのバックアップ → USBメモリ等にバックアップ → 実行

※USBはハードウェアの安全な取り外しの処理またはシャットダウンをして、パソコンから取り外しましょう。
処理をせずに取り外すとパソコンの壊れる原因になります。ご注意ください。

3 翌年への繰越処理をします。上記のすべての処理が済んでから実行してください。

81 翌年への繰越処理 → 参照先の会計期間が 2021/01/01~2021/12/31 になっているか確認 → 繰越先の会計期間が 2022/01/01~2022/12/31 になっているか確認 → 実行 → はい → OK

4 会計年が2022に切り替わったのを確認して今年の入力を開始してください。

繰越前に入力していたデータは引き継がれます。開始残高は絶対に変更しないでください。

申告が済んだらやること!

令和3年分の確定申告書・青色申告決算書(収支内訳書)の再確認

申告書(決算書)に誤りを見つけたら、早急に申告会又は税務署へ

提出した後に計算誤りなど決算書・申告書に間違いを見つけた場合、訂正の手続きが必要です。

決算書 収支内訳書	・売上の金額を間違えていた。(売上が漏れていた等) ・令和3年に支払った経費の領収書が出てきた。(計上漏れ) ・固定資産(車・パソコン)を購入したが減価償却していない。
所得税申告書	・扶養控除(配偶者控除)にした親族の給与収入が103万円を超えていた。 ・保険の満期金を計算に入れていなかった。・年金や給与の収入を間違えていた。 ・給与(アルバイト)の収入を申告の計算に入れていなかった。 ・医療費控除を受けたが、高額療養費等の入金があった。
消費税申告書	・売上の金額が間違っていた。 ・課税と非課税の区分を間違えていた。・簡易課税の事業区分が間違えていた。 ・事業用固定資産の売却額(下取り)を課税売上にしていなかった。

納税額を少なく申告した場合・・・修正申告

申告書(第1表)に正しい申告額を、修正申告書(第5表)にすでに申告した金額を記入して所轄の税務署に提出し、あわせて差額を納税します。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

期限はありませんが出来るだけ早く修正申告してください。自主的に修正するのと税務署から指摘を受けて申告するのでは税額が違います。※前者の場合、過少申告加算税がかかります。



納税額を多く申告した場合・・・更正の請求

確定申告書を提出した後に申告書に書いた税額等に誤りがあり、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。

更正の請求書にすでに申告した金額と訂正後の金額などを記入して所轄の税務署に提出します。その際に更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要です。提出期限は法定申告期限から5年以内。

理 事 会 報 告

日時 12月3日(金) 午後2時
場所 星川一丁目自治会館
出席者が過半数を超えており成立しました。

議題Ⅰ 議事録署名人選出

福島靖利 理事、廣瀬誠一 理事

議題Ⅱ 税制指導委員会

1. 予約制について
2. 確定申告期の指導体制について
3. 指導会について
4. 受付役員研修会について
5. 令和4年度 事業計画等について
6. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

議題Ⅲ 組織委員会

1. 会員数について
2. 入会勧奨について
3. 青色コーナーについて 獲得目標: 100件
4. 班数・班長不在会員数推移
5. 令和4年度 事業計画について

議題Ⅳ 事業厚生委員会

1. 研修旅行について

2. 税を考える週間 講演会について
3. 生活習慣病健康診断・人間ドックについて
4. 月次支援金の登録確認機関について
5. 令和4年度 事業計画について

議題Ⅴ 広報委員会

1. 会報の発行について
2. 区民まつりの報告について
3. 令和4年度 事業計画について

議題Ⅵ 財務委員会

1. 令和3年度 現預金残高推移表について
2. 令和3年度 会費未収金について
3. 令和3年度 上半期予算実績・決算見込
4. 事務所の更新について

議題Ⅶ 総務委員会

1. 定時総会について
2. その他

議題Ⅷ 女性部・青年部

1. 活動報告について
2. 令和4年度 活動計画について

上記議題承認されました。

個人事業者のための事業復活支援金

申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象：下記①と②を満たす個人事業者が給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額：基準期間(※1)の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

●給付上限額

売上高減少率	個人
▲50%以上	50万円
▲30%以上50%未満	30万円

相談窓口

●TEL：0120-789-140

●IP電話専用回線：03-6834-7593(通話料がかかります)

詳細は下記のホームページをご覧ください

●**事業復活支援金** **検索**

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>



当会も登録確認機関です。事前確認をご要望の方は当会に電話にてご予約ください。

当会の事前確認は一部確認のみとなります。事前に支援金ホームページを読み内容をご確認ください。



**申告会の会報に広告を掲載し、
お店等の魅力を会員さんへ
伝えてみませんか。
費用は無料!!**

広告サイズは会報1ページの1/4くらい、
原稿と写真などを郵送等にてお送りいただく
ことになります。

ホームページをお持ちの方は申告会のホーム
ページ会員様紹介にも無料で掲載できます。
ご希望の方は担当 秋澤までご連絡ください。

お願いします!

会報を配布してくださる方
を探しております。
ご協力頂ける方は
ご連絡ください。
よろしくお願いします。



会報表紙の写真募集!

季節(4・6・10・12月)
や行事の写真など
お待ちの方は
ご連絡ください。



第25回定時総会のご案内

日時 令和4年5月24日(火) 開会 午後3時00分
場所 ホテルザノットヨコハマ

*総会に出席の方は出席票を、また、欠席される方は委任状を記名・押印の上ご提出ください。

なお、既に確定申告の際にご提出の方は必要ありません。

お手数をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

*議案の概要は、5月9日(月)～5月20日(金)まで本会事務所へ備え付けますので閲覧を希望の方はご連絡ください。また、ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

※コロナの影響で会場等が変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

会費についてのお知らせ

令和4年度分(令和4年4月～令和5年3月分)

会費は6月3日(金)に引落になります。

正会員20,000円 準会員3,000円

引落口座の残高確認をお願いします。

令和4年4月1日時点で当会に在籍していると年会費が掛かります。お引落の会費はご返金できませんのでご了承ください。退会をご希望の方は退会届の提出が必要です。

横浜市からのお知らせ

固定資産税の「縦覧」制度について (令和4年度)

固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者ご本人が所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かを確認できる制度です(無料)。

■期間 令和4年4月1日(金)から5月2日(月)まで[土・日・祝日を除く](予定)

■時間 8時45分から17時00分まで

■場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口

■縦覧できる方 固定資産税の納税者、その代理人など

■必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

[例] 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など

※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の書類が必要です。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)

横浜市税 縦覧帳簿の縦覧 検 索

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、ご自宅から市税の納付ができます

■納付方法 スマホ決済 クレジット納付 ペイジー収納 口座振替

※ペイジー納付及び口座振替可能な金融機関に、PayPay銀行、楽天銀行が追加されました。

横浜市税 納付方法 検 索

◇日曜日指導会(予約制)◇

減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 5月29日(日) 6月26日(日) 7月31日(日)

場 所 申告会事務所 ※コロナの影響により中止となる場合があります。

指導開始時間 ①9:00 ②10:00 ③11:00 午前の中の営業で1人50分制です。

※当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。

また、ご予約いただいていない方は指導できません。

◇会計ソフト『ブルーリターンA』個別指導会(予約制)◇

入力は順調ですか? 手書き帳簿の方で会計ソフトに興味のある方!

記帳から申告まで「ブルーリターンA」をスムーズに使っていただけるよう
個別の指導会を行います。購入も出来ます。ご希望の日時を予約ください。

日 程 6月13日(月)~17日(金)

いずれか1日1人50分となります。

場 所 申告会事務所 ※コロナの影響により中止となる場合があります。

指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時

※上記以外の日程でも指導を行っています。お問合せください。

24日(火)

定時総会

19日(火)

財務委員会

4月の行事

5月の行事

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和三年

當麻 昭江(配偶者) 不動産貸付業

二月十三日 七十九才 保土ヶ谷区

鈴木 照美(事業主) 印鑑取次

三月二十四日 八十二才 瀬谷区

村田 千枝子(事業主) 不動産貸付業

五月二十六日 九十才 保土ヶ谷区

岸本 敦子(配偶者) 不動産貸付業

七月二十五日 八十九才 保土ヶ谷区

峯岸 正一(事業主) 飲食業

七月二十七日 七十四才 瀬谷区

大貫 博(事業主) 設計

七月三十日 七十二才 保土ヶ谷区

雨宮 正(事業主) 医師

十月二十三日 九十三才 旭区

田中 好夫(事業主) 酪農

十一月九日 九十才 瀬谷区

加藤 小百合(配偶者) 運送業

十一月十二日 七十一才 旭区

佐藤 芳雄(事業主) 不動産貸付業

十一月十四日 八十九才 旭区

高澤 満(事業主) 建設業

十二月十一日 五十九才 保土ヶ谷区

森 義一(事業主) 不動産貸付業

十二月二十五日 八十二才 瀬谷区

令和四年

二ノ宮 たつ子(事業主) 不動産貸付業

一月七日 八十一才 旭区

木下 光雄(事業主) サイディング施工

一月八日 八十一才 旭区

仙田 紀夫(事業主) 不動産貸付業

一月十一日 八十才 瀬谷区

本多 正(事業主) 理容業

一月二十一日 七十三才 保土ヶ谷区

城重 伝次郎(事業主) 不動産貸付業

二月八日 九十才 旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。
お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

お知らせください!

転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会事務所までご連絡ください。税務署への届出も
申告会でお手続きできます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。
指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時 業務終了時間 午後5時 ※土・日・祝日は休み